

一般社団法人岩手県交通安全協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岩手県交通安全協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所(以下「支部」という。)を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、交通安全思想の普及を図り、もって交通秩序の確立と交通安全の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)交通安全思想の普及高揚に関する事業
- (2)交通関係法令の周知に関する事業
- (3)交通安全活動及び交通事故防止に関する指導及び助言に関する事業
- (4)交通安全功労者等の表彰に関する事業
- (5)行政機関等から指定又は委託を受けて行う事業
- (6)各地区交通安全協会(以下「地区協会」という。)との契約により行う事業
- (7)その他、この法人の目的を達するために必要な事業

(公告)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(剰余金)

第6条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第2章 会員

(会員)

第7条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1)正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
 - (2)特別会員 交通安全に功労があった者で、地区協会会員の中から地区協会長が推薦し、理事会において承認されたもの
- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員

とする。

- 3 特別会員の期間は、入会後の役員を選出する年度最初の理事会のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

(会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

(入会)

第9条 正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、退会することができる。

(社員資格の喪失)

第11条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を2年以上履行しないとき。
- (2) 当該会員が、死亡し又は解散したとき。

(除名)

第12条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (2) 定款又は規則に違反したとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

第3章 総会

(総会の構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事の報酬の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産計算書)の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき会長が招集する。

2 会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、副会長の中から選任する。

(決議)

第18条 総会の決議は、会員の過半数の議決権を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は会員の半数以上であって、会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) その他法令で定められた事項

(議決権の委任)

第19条 総会に出席できない会員は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員のうちから選出された議事録署名人2人が記名押印しなければならない。

(総会運営規則)

第21条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、総会において定める社員総会運営規則によるものとする。

第4章 役員等

(種別及び選任)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事17人以上25人以内

(2) 監事3人以内

2 理事のうち、1人を会長、副会長を3人以内、1人を専務理事とする。

3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、その職務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長を補佐し、この法人の業務を処理する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない。

6 監事は、法令上認められた職務を行い、かつ、監査報告をする。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了のときまでとする。

(報酬)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会で定

める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)会長、副会長、専務理事の選任及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故あるときは、理事会の定めるところに従い、指定された副会長がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く過半数の理事が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、その議案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が、その議案について異議を述べたときを除く。)は、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第33条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又は定款で定めるもののほか、理事会運営規則によるものとする。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画及び収支予算については、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類についてはその承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)附属書類

- 2 前項に規定するもののほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び支部に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 支部

(組織)

第37条 支部には、支部長を置く。

- 2 支部長の選任及び解任は、理事会の決議により、会長が行う。
- 3 支部については必要な事項は、理事会の決議を経て、会長がこれを定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局等)

第41条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び講習部長並びに所定の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。

第10章 補則

(補則)

第42条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に関し、必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、菅原温士とする。

附 則

この定款の変更は、令和7年6月16日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和8年6月22日から施行する。